

●香川県告示第553号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成25年12月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 中土指道 第10号
- 2 指 定 年 月 日 平成25年11月18日
- 3 指定道路の位置 丸亀市今津町字道下391番1、391番6、391番11、391番12及び同地先農道
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 6.16メートル、6.16メートル～6.30メートル、6.16メートル  
～6.45メートル及び6.30メートル  
延長 60.54メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。